

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県立鹿野からみ園裏山崩落土砂等撤去業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 12 月 28 日まで。

#### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 28 年鳥取県告示第 425 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）及び平成 29 年鳥取県告示第 643 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、その建設工事の種別が土木一般に登録されている者であること。

(3) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付施行）第 4 条の規定による資格停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。ただし、本店所在地が鳥取県外である者については、入札に関する権限を委任された者が、鳥取県内の支店、営業所又はその他の事業所に常駐している場合に限る。

(5) この調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) この公告に示した業務を契約期間内に確実に履行できる者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課  
電話 0857-26-7193  
電子メール shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

##### (2) 入札参加資格者に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
鳥取県県土整備部県土総務課  
電話 0857-26-7454

##### (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年11月9日（金）から同月22日（木）までの日にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成30年11月9日（金）から同月22日（木）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

##### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

##### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成30年11月27日（火）午後3時、即時改札  
（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、11月27日（火）正午までとする。）

##### イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県庁本庁舎地階 福祉保健部・会計管理者会議室

#### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成30年11月22日（木）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。